

## 社会福祉法人中井町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成29年3月21日

中社協規程第1号

改正 平成31年4月1日中社協規程第1号

改正 令和2年4月1日中社協規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人中井町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条並びに第25条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、本会の理事・監事・評議員をいう。

(報酬等)

第3条 この規程において、報酬等とは、役員報酬及び旅費をいう。

(報酬等の支給)

第4条 本会会長には、役員報酬として月額50,000円を支給し、年間の報酬総額は60万円以内とする。ただし、他の役員については、これを支給しない。

2 役員等が本会の職務のために出張したときは、本会の事務局職員の例により旅費を支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人中井町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程（昭和61年2月10日制定）は廃止する。
- 3 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和2年4月1日から施行する。